

津山市見守り活動に関する協定書

津山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、津山市内における地域の安全・安心見守り活動「つやま見守ろうねット」（以下「見守り活動」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が業務上の連携を図り、高齢者や障害者等（以下「対象者」という。）について見守り活動を行うことにより、地域で発生する様々な問題の早期発見につなげ、孤独死や虐待、消費者被害等を防止し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すものとする。

（対象地域）

第2条 本協定の対象地域は、津山市全域とする。

（甲の責務）

第3条 甲は、乙からの連絡に対し、円滑に対応する体制の整備を行うものとする。

- 2 甲は、乙から連絡を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。
- 3 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、見守り活動を実施するに当たり、通常の業務の範囲内において協力可能な体制の整備を行うものとし、その当該業務中に対象者の日常生活において何らかの異変を察知した場合、速やかに津山市高齢介護課にその状況を連絡する。この場合において、緊急時等必要な時には津山警察署又は津山消防署（以下「関係機関」という。）に連絡又は通報するものとする。

- 2 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。
- 3 見守り活動は、乙の良心に基づく社会貢献活動であることから、無償ボランティアとする。
- 4 見守り協定締結を理由とした営業活動、宗教活動及び政治活動は行わないものとする。

（免責）

第5条 乙は、第4条第1項の規定による通報を行った場合、又は、行わなかった場合においてもこれらの作為、不作為によって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(個人情報保護)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知りえた情報を有効期間終了後も関係機関以外に漏らしてはならない。

(協議)

第7条 社会情勢の変遷により、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ甲と乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日からその属する年度の末日までとする。ただし、甲又は乙のいずれからか終了の申出がない場合は、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 津山市山北 520
津山市
津山市長 谷 口 圭 三

乙